

出雲市議会議員の通称名等の使用に関する規程

(1) 新設の要旨

(1) 制定の理由

出雲市議会議員が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 88 条第 8 項及び第 9 項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるため、新たに規程を制定するものである。

(2) 新設規程の要点

① 通称名等の使用(第 2 条関係)

・議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができるものとする。

ア 履歴に関する届出書類

イ 辞職願

ウ 報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類

エ 源泉徴収票の名義

オ 叙位及び叙勲の申請

カ 在職証明書等各種証明書

キ 全国市議会議員共済会に関する各種届出書類

ク その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの

② 通称名等使用の申請等(第 3 条関係)

・議員は、前条に規定する通称名等を使用しようとするときは、通称名等使用申請書を議長に提出し承認を得なければならない。

③ 通称名等使用の中止(第 4 条関係)

・通称名等を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、通称名等使用中止届出書を議長に提出しなければならない。

④ 責務(第 5 条関係)

・通称名等を使用する議員は、通称名等を使用するに当たって、議員活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

(3) 施行期日

令和 2 年 6 月 30 日から施行する。